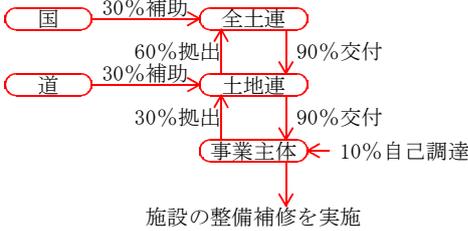
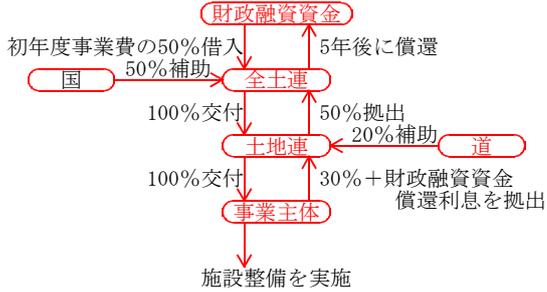


(1) 土地改良施設の維持管理

事業名	土地改良施設維持管理適正化事業		
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良区等が管理するダムや水路など土地改良施設の機能維持と耐用年数確保を図るとともに、高収益作物の導入や産地形成を行うため必要な整備補修を行う。(整備補修事業) ○ 知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、水田地域において高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行う。(施設改善対策事業) ○ 土地改良区等が行う農村地域の防災減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う。(防災減機能等強化事業) 		
事業の内容	<p>(1) 採択基準 団体営規模以上の事業により造成された施設で、1地区当たりの事業費が200万円以上であること。 ただし防災減機能等強化事業は、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化を図るための施設整備で、1地区当たりの事業費が100万円以上であること。</p> <p>(2) 事業実施の手順、方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業主体は、加入事業費のうち30%相当額を5年間（施設改善対策事業は3年間）均等に毎年度、土地連を通じて全国土地改良事業団体連合会（全土連）に拠出（積立）する。 ② 事業ごとの実施方法に沿って、事業主体が事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備補修事業、施設改善対策事業 整備補修実施年度（拠出期間内で定められた年度）に全土連から土地連を通じて交付される加入事業費の90%相当額に、事業主体が自己調達した残り10%相当額をあわせて、整備補修を実施する。 ・ 防災減機能等強化事業 全土連が事業費の50%をあらかじめ財政融資資金から借入れ、国からの補助金（事業費の50%相当額）と合わせて土地連を通じて事業主体へ交付し、事業主体は施設整備を実施。 <p>(3) 事業の仕組み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="395 1317 863 1653" style="width: 45%;"> <p>○ 整備補修事業、施設改善対策事業</p>  </div> <div data-bbox="890 1317 1437 1653" style="width: 45%;"> <p>○ 防災減機能等強化事業</p>  </div> </div>		
事業実施主体	土地改良区（連合）等		
実施期間	昭和52年度～	補助率等	国 30% 道 30% 地元 40% (防災減災:国50% 道20% 地元30%)
令和5年度予算額	地区数 74 地区 事業費 (道費) 498,480 (148,968) 千円		
最近の実績等	令和4年度 73地区 512,940 (152,661) 千円 令和3年度 86地区 515,300 (154,590) 千円		